

受けた場合)、または重篤な傷病を負わされた人

③世帯主または世帯主以外の被保険者の行方が不明である人

④世帯主の収入減が見込まれる人

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額が前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である人

◆世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額が前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である人

※「前年の合計所得金額」から、「減少する」ということが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額を差し引いて得た額が400万円を超える人を除きます。

◆世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である人

申請期限：平成29年4月13日

※平成29年3月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する人については、納期限前7日までが申請期限となります。

◆世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれる人

※「前年の合計所得金額」から、「減少する」ということが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額を差し引いて得た額が400万円を超える人を除きます。

後期高齢者医療保険料の减免

[全壊○ 大規模半壊○ 半壊○]

◆世帯主が居住する住宅に損害を受けた人（後期高齢者で住家のり災証明書が全壊・大規模半壊・半壊となつた人）

◆世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った人

◆世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である人

◆世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれる人

介護保険料の免除

[全壊△ 大規模半壊△ 半壊△]

対象

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

次1～3のすべてを満たす人

1、次の各号のいずれかに該当するこ

と

①第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、他の財産について著しい損害を受けた場合

②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が亡くなられた場合、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことによりその人の収入が著しく減少した場合

③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

④応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅を利用していない人

⑤応急修理制度を利用していない人

⑥住家と同じ敷地内に設置すること

⑦生業上(農業や畜産業等)の理由により住家を離れることができない人

⑧トレイル、お風呂場・炊事場などの他の設備は対象となりません。

⑨詳しくは、お問い合わせください。

【全壊○ 大規模半壊△ 半壊△】

ユニットハウスなどをリースにより設置するとき

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

住家が全壊、大規模半壊または半壊で、居住スペースを確保するためにユニットハウスなどをリースする場合、災害救助法の対象になることがあります。

【対象】：次のすべての要件を満たす人

①平成28年4月14日時点で町内在住の人

②住家のり災証明書が全壊または大規模半壊であり、居住する住宅がない人(半壊の場合も条件によつては対象になります)

③自らの資力では住居が確保できない人

④応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅を利用していない人

⑤応急修理制度を利用していない人

⑥住家と同じ敷地内に設置すること

⑦生業上(農業や畜産業等)の理由により住家を離れることができない人

⑧トレイル、お風呂場・炊事場などの他の設備は対象となりません。

⑨詳しくは、お問い合わせください。

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

